

「まちづくり研究会環境関連分科会」（概要）

意見交換

意見等 大阪狭山市環境保全に関する基本条例について、昭和５７年に制定されてから改正されていない。他市でも手を加えている市が多く、また新しい時代の流れも盛り込んで、本市も改正してはどうか。

応 答 大阪狭山市環境保全に関する基本条例は理念を示すものである。制定時からその理念の本質に変わりがないことから、改正はされてこなかった。本理念に則る具体的な環境保全に関する条例が制定されており、それらは必要に応じて改正を行っている。引き続き、各条例の改正を適宜実施することで、現状や社会情勢に応じた市の環境保全に努めてまいりたい。

意見等 プラスチックごみゼロ宣言をしているので、ぜひプラスチックごみの分別収集をしてほしい。

応 答 現在、どのような取組みが有効なのか検討中である。本市は南河内地域の３市２町１村で構成する事業組合にてごみ処理事業を行っているため、関係市町村と合意を図りながら進めていく必要がある。

意見等 近年、日本の経済的苦境やコロナ禍の影響で生活困窮者が増加している。困った人を助けるため、また食品ロスを減らすため、そして「ありがとう」の輪を広げるため、市や社会福祉協議会等の施設でフードドライブ等の活動ができないか。

応 答 食品ロスは重要な問題であり、行政としても啓発活動等を含めて有効な手段を検討中である。また食品ロスになる前に、余剰食品が必要な人に届く循環型社会を構築することも考えていかなければならない。民間団体やＮＰＯなど、関係団体のご協力をいただきながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたい。

意見等

環境問題に取り組んでいる団体や市民に対する補助金制度はあるのか。

応 答

環境活動に特化した補助金制度ではないが、市民公益活動等に対する補助金制度はあるので、活用を検討していただきたい。